

◎佐賀県条例第25号

佐賀県県税条例の一部を改正する条例

第1条 佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(法人の事業税の市町に対する交付)</p> <p><b>第56条</b> 県は、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額を統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町の従業者数で<u>あん分して</u>得た額を交付するものとする。</p> <p>(地方消費税の市町に対する交付)</p> <p><b>第56条の11</b> 県は、法第72条の114第1項に規定する合算額の22分の10に相当する額から前条の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額に、法第72条の114第1項の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の2分の1に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町の人口及び統計法第2条第4項に規定する基幹統計である<u>事業所統計</u>の最近に公表された結果による各市町の従業者数に按分して交付するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(自動車の売主の第二次納税義務に係る種別割の納付義務の免除)</p>	<p>(法人の事業税の市町に対する交付)</p> <p><b>第56条</b> 県は、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額を統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である<u>経済構造統計（施行規則で定めるものに限る。）</u>の最近に公表された結果による各市町の従業者数で<u>按分して</u>得た額を交付するものとする。</p> <p>(地方消費税の市町に対する交付)</p> <p><b>第56条の11</b> 県は、法第72条の114第1項に規定する合算額の22分の10に相当する額から前条の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額に、法第72条の114第1項の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の2分の1に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町の人口及び統計法第2条第4項に規定する基幹統計である<u>経済構造統計（施行規則で定めるものに限る。）</u>の最近に公表された結果による各市町の従業者数に按分して交付するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(自動車の売主の第二次納税義務に係る種別割の納付義務の免除)</p>

改正前	改正後
<p><b>第116条</b> 知事は、第110条の2第1項に規定する自動車の所在及び買主の住所又は居所が不明である場合において、当該自動車の売主が当該自動車の売買に係る代金の全部又は一部を受け取ることができなくなったと認められるときは、当該受け取ることができなくなったと認められる額を限度として、当該自動車の売主の法第11条の9第1項の規定による第二次納税義務に係る種別割の徴収金の納付の義務を免除する。</p> <p>2 略</p> <p><b>第119条の2</b> 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><b>第5条の6</b> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」とい</p>	<p><b>第116条</b> 知事は、第110条の2第1項に規定する自動車の所在及び買主の住所又は居所が不明である場合において、当該自動車の売主が当該自動車の売買に係る代金の全部又は一部を受け取ることができなくなったと認められるときは、当該受け取ることができなくなったと認められる額を限度として、当該自動車の売主の法第11条の10第1項の規定による第二次納税義務に係る種別割の徴収金の納付の義務を免除する。</p> <p>2 略</p> <p><b>第119条の2</b> 略</p> <p><b>第119条の3</b> 知事は、賦課期日において、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の許可を受けた自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示し（修理その他やむを得ない理由により展示できない場合を除く。）、道路運送車両法第4条の登録を受けている自動車で、当該登録に係る所有者及び使用者が同一であるものに対しては、種別割を軽減することができる。</p> <p>2 前項の規定により種別割の軽減を受けようとする者は、納期限までに、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><b>第5条の6</b> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」とい</p>

改正前	改正後
<p>う。)を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第19項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第14項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。</p>	<p>う。)を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第21項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。</p> <p><u>（令和6年度分の個人の県民税の特別税額控除）</u></p>

改正前	改正後
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p><b>第5条の7</b> <u>令和6年度分の個人の県民税に限り、法附則第5条の8第1項及び第2項に規定するところにより控除すべき県民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第33条から第34条の4まで、附則第2条第2項、附則第5条第1項、附則第5条の6第1項、法附則第5条の5第1項及び附則第12条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>(令和7年度分の個人の県民税の特別税額控除)</u></p> <p><b>第5条の8</b> <u>令和7年度分の個人の県民税に限り、法附則第5条の12第1項及び第2項に規定するところにより控除すべき県民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第33条から第34条の4まで、附則第2条第2項、附則第5条第1項、附則第5条の6第1項、法附則第5条の5第1項及び附則第12条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第5条の7及び附則第5条の8の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額」と</u></p>

改正前	改正後
<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第7条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第8条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第11条 略</b></p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>する。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第7条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 附則第5条の7及び附則第5条の8の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第7条第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第8条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 附則第5条の7及び附則第5条の8の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第8条第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第11条 略</b></p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

改正前	改正後
<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第11条の2 略</b></p> <p>2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき交付を受ける同条第3項及び第4項並びに同法第37条の14の3第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第37条の10第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第11条の3 略</b></p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p><u>(4) 附則第5条の7及び附則第5条の8の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第11条の2 略</b></p> <p>2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき交付を受ける同条第3項及び第4項並びに同法第37条の14の4第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第37条の10第3項及び第4項並びに第37条の14の4第1項及び第2項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 附則第5条の7及び附則第5条の8の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第11条の3 略</b></p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 附則第5条の7及び附則第5条の8の規定の適用について</u></p>

改正前	改正後
<p>(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p> <p><b>第16条</b> 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第58条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>2 略</p> <p>(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p><b>第17条の2</b> 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。）をいう。第3項において同じ。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第73条の13第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間において、第66条の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、知事が固定資産評価基準により決定した価格）中に宅地評価土地の価格があるときにおける同項の規定の適用については、同項中「登録された価格」</p>	<p>は、これらの規定中「<u>所得割の額</u>」とあるのは、「<u>所得割の額並びに附則第11条の3第1項の規定による県民税の所得割の額</u>」とする。</p> <p>(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p> <p><b>第16条</b> 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第58条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>2 略</p> <p>(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p><b>第17条の2</b> 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。）をいう。第3項において同じ。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第73条の13第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第66条の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、知事が固定資産評価基準により決定した価格）中に宅地評価土地の価格があるときにおける同項の規定の適用については、同項中「登録された価格」</p>

改正前	改正後
<p>とあるのは「登録された価格のうち附則第17条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第17条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。</p> <p>(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)</p> <p><b>第17条の3</b> 独立行政法人都市再生機構又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第57条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第63条の2第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第64条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、第63条の2第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年）」と、第64条第1項中「2年」とあるのは「3年（同号に規定する施行令で定める場合には、4年）」とする。</p> <p>(軽油引取税の課税免除の特例)</p> <p><b>第18条の4</b> 令和6年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第102条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144</p>	<p>とあるのは「登録された価格のうち附則第17条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第17条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。</p> <p>(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)</p> <p><b>第17条の3</b> 独立行政法人都市再生機構又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第57条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第63条の2第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第64条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、第63条の2第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年）」と、第64条第1項中「2年」とあるのは「3年（同号に規定する施行令で定める場合には、4年）」とする。</p> <p>(軽油引取税の課税免除の特例)</p> <p><b>第18条の4</b> 令和9年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第102条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144</p>

改正前	改正後
<p>条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、<u>令和6年3月31日</u>までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令で定めるものに基づき、<u>令和6年3月31日</u>までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さない。</p> <p>5 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、<u>令和6年3月31日</u>までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さない。</p> <p><b>第19条の2</b> 令和元年10月1日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車、キャンピング車若しくは事務室車であつて佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第32号）第2条の規定による改正前の佐賀県税条例（以下この項において「平成28年改正前の</p>	<p>条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、<u>令和9年3月31日</u>までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令で定めるものに基づき、<u>令和9年3月31日</u>までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さない。</p> <p>5 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、<u>令和9年3月31日</u>までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さない。</p> <p><b>第19条の2</b> 令和元年10月1日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車、キャンピング車若しくは事務室車であつて佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第32号）第2条の規定による改正前の佐賀県税条例（以下この項において「平成28年改正前の</p>

## 改正前

県税条例」という。)第110条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の県税条例に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車であって、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。)又は同日までにこの条例の施行地外において第110条第2項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車、キャンピング車若しくは事務室車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第112条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。

自動車の区分		税率(年額)
1 自家用の乗用車	総排気量が1リットル以下のもの	略
	略	
2 キャンピング車又は事務室車	総排気量が1リットル以下のもの	略
	略	

2 略

## 改正後

県税条例」という。)第110条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の県税条例に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車であって、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。)又は同日までにこの条例の施行地外において第110条第2項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車、キャンピング車若しくは事務室車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第112条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。

自動車の区分		税率(年額)
1 自家用の乗用車	総排気量が1リットル以下のもの及び電気自動車	略
	略	
2 キャンピング車又は事務室車	総排気量が1リットル以下のもの及び電気自動車	略
	略	

2 略

3 第1項(前項の規定において読み替えて適用する場合を含む。)  
の規定の適用がある場合における第112条第4項の規定の適用に

改正前	改正後
<p>(狩猟税の課税免除)</p> <p><b>第24条</b> 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）<u>第9条第6項</u>の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合には、第165条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。</p> <p>2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に行われたときは、第165条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を</p>	<p>については、同項中「<u>第1項及び第2項</u>」とあるのは、「<u>第1項及び第2項並びに附則第19条の2第1項（同条第2項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）</u>」とする。</p> <p>(狩猟税の課税免除)</p> <p><b>第24条</b> 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）<u>第9条第7項</u>の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に行われた場合には、第165条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。</p> <p>2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から<u>令和11年3月31日</u>までの間に行われたときは、第165条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を</p>

改正前	改正後
<p>課さない。</p> <p>(狩猟税の税率の特例)</p> <p><b>第24条の2</b> 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第165条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>2 略</p>	<p>課さない。</p> <p>(狩猟税の税率の特例)</p> <p><b>第24条の2</b> 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第165条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>2 略</p>

**第2条** 佐賀県県税条例の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(法人の事業税の税率の特例)</p> <p><b>第14条の2</b> 略</p>	<p>附 則</p> <p>(法人の事業税の税率の特例)</p> <p><b>第14条の2</b> 略</p>

改正前	改正後
<p>(軽油引取税の課税免除の特例)</p> <p><b>第18条の4</b> 令和9年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第102条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さない。</p> <p>(1) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(事業税の納税義務者等の特例)</p> <p><b>第14条の3</b> 第47条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであって、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令で定める金額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）」とする。</p> <p>(軽油引取税の課税免除の特例)</p> <p><b>第18条の4</b> 令和9年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第102条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さない。</p> <p>(1) 船舶（<u>施行令で定めるものを除く。</u>）の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～5 略</p>

**第3条** 佐賀県県税条例の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p><b>第47条</b> 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、</p>	<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p><b>第47条</b> 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、</p>

改正前	改正後
<p>その法人に課する。</p> <p>(1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第3項の規定により法人とみなされるもの、第4項に規定する法人課税信託の引受けを行う個人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びに<u>これらの法人</u>以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p>	<p>その法人に課する。</p> <p>(1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第3項の規定により法人とみなされるもの、第4項に規定する法人課税信託の引受けを行う個人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）<u>（以下イにおいて「所得等課税法人」という。）</u>並びに<u>所得等課税法人</u>以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの <u>（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）</u> 所得割額</p> <p><u>(ア) 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令で定める金額をいう。以下(ア)及び(イ)において同じ。）が50億円を超える法人（イに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして施行令で定めるものを含む。）をいう。以下(ア)及び(イ)において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>完全支配関係をいう。以下この号において同じ。)</u>がある法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他施行令で定める場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち施行令で定める額の減少に伴うものに限る。以下(ア)及び(イ)において同じ。)又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの</p> <p>(イ) <u>法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のもので当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(イ)において同じ。)</u>と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のもので当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他施行令で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資</p>

改正前	改正後
(2)～(4) 略 2～4 略	<u>本の額を加算した額</u> が2億円を超えるもの（(ア)に掲げる法人を除く。） (2)～(4) 略 2～4 略

附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中佐賀県県税条例第116条及び附則第5条の6の改正規定 規則で定める日
- (2) 第2条の改正規定並びに附則第2条及び第5条の規定 規則で定める日
- (3) 第3条の改正規定及び附則第3条の規定 規則で定める日

(事業税に関する経過措置)

**第2条** 第2条の規定による改正後の佐賀県県税条例（次項及び附則第5条において「7年新条例」という。）附則第14条の3の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び附則第5条において「2号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、2号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 2 2号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。次条において「令和6年改正法」という。）の公布の日（以下この項において「公布日」という。）を含む事業年度の前事業年度の事業税について第2条の規定による改正前の佐賀県県税条例第47条第1項第1号アに掲げる法人に該当したものであって、公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が1億円以下であると判定され、かつ、公布日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る7年新条例附則第14条の3の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から同法附則第7条第2項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

**第3条** 第3条の規定による改正後の佐賀県県税条例（次項において「8年新条例」という。）第47条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び附則第14条の3の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 2 8年新条例第47条第1項第1号イ（8年新条例附則第14条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を

有しないもののうち同号イ（1）又は（2）に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について8年新法（令和6年改正法第3条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）をいう。以下同じ。）第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和8年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号イに掲げる法人とみなした場合に8年新法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和8年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について8年新法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和9年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

（不動産取得税に関する経過措置）

**第4条** 第1条の規定による改正後の佐賀県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

**第5条** 7年新条例附則第18条の4第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、2号施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、2号施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第6条** この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。